

周防国關雲寺の輪住制について

遠藤廣昭

はじめに

曹洞宗には住持制度の一つとして、派下の有力寺院による輪住制を敷く寺院（以下、輪住寺院）が存在し、これが曹洞宗展開の原動力の一つともなっていた。

中世の曹洞宗の輪住制に関しては、栗山泰音氏・横関了胤氏・廣瀬良弘氏・伊藤良久氏等の研究がある。⁽¹⁾ 輪住寺院は、横関氏は三一か寺、廣瀬氏は三四か寺、また伊藤氏によれば四三か寺が確認できると言う。⁽²⁾ その分布を見ると、圧倒的に東国に多く、西国は全体の四分の一程である。⁽³⁾

輪住寺院の内、その実態が明らかにされているのは、能登国總持寺（石川県輪島市）・同国永光寺（同県羽咋市）・越前国龍澤寺（福井県あわら市）や、最も多くの輪住寺院を持つ如仲派の遠江国大洞院（静岡県周智郡森町）・同国石雲院（同県牧之原市）等の寺院であり、⁽⁴⁾ 個別寺院の実態解明が進展していないことから、曹洞宗輪住制の全容が解明されたところまでは言えないのが現状である。

そこで本稿では、周防国關雲寺（現、泰雲寺。山口県山口市下小鱈）の輪住制について、特に中世期を中心に考察して見たい。關雲寺は、薩摩国福昌寺（鹿児島県鹿児島市池之上町）を中心に西国に教線を拡大するに至った、石屋真梁を派

祖とする石屋派の寺院である。石屋下では、この關雲寺が唯一の輪住寺院で、のちに中興開山となる覚隱永本の十哲により、西国全域に展開する石屋下覚隱派の中心寺院である。

一 周防国關雲寺の開創

關雲寺は現在の泰雲寺の旧号である。關雲寺の開創については『山口禪宗月光山泰雲寺由来』（以下、『由来』と略称す）がある。⁵⁾

【史料1】

山口禪宗月光山泰雲寺由来

一月光山泰雲寺者往古号關雲寺、応永十一甲申年春薩州福昌寺開山石屋禪師初行化于斯州時、大内二十代左京大夫盛見公仰師之道風、帰依崇敬有之、於当国吉敷郡宇津木畑葦谷之境建立精舎、請師令住持、山号月光、寺名關雲、住職四年、依茲為開山、同十四丁亥春石屋和尚讓席於弟子定庵和尚、法幢弥盛而千人結制之營有之、住職五年而移長州船木瑞松庵、從斯十年余当山虚席、其後応永三十癸卯年秋九月、石屋和尚之弟子覚隱和尚蒙師之遺命、來住先師之迹、此時亦四州刺史大内盛見・持盛・持世等之父子諸公皆慕師之道風、時々參見而問以宗門中之事、所然宇津木畑之境者隱僻地故、持世公其養子教弘公相議而永享元己酉年移寺於今之鳴滝境、而諸堂倍旧觀、並寺領現米三百余石被寄附、同年八月十六日教師開堂演法、仰称中興和尚、且又教弘公來執師資礼、此故以教弘公為開基、御法名号關雲寺殿四州太守贈從三品大基教弘大禪定門、寛正六乙酉年九月三日於伊予興居嶋病死、然覚隱和尚之道風増盛而当寺在住年七年、宝徳元己巳年春属大功和尚、隱居台芳院、剃度弟子三百余人、其内嗣法弟子十人、是称中興和尚之十哲、從茲十哲之諸老於諸国振宗風、建立数多之寺宇、故自他国末山六百余箇寺、今以本末之規式紛乱無之、以

中興和尚之遺命為輪住之地、自四代大功円忠和尚、十哲之諸和尚三年或五年輪次住番、其後從永正三丙寅年以來一回住相定、到今輪番斷絶無之、自教弘公大内家代々帰依外護之地也、就中当山輪住廿八代英巖希雄和尚之代、大内廿五代法泉寺殿当寺僧堂建立有之、右之注文于今存在之、到御当家門前以下地知行三十五石御寄附被仰付候、慶長十四年酉年小早川隆景公御十三回忌於当山御法事被仰付、夫ヨリ以來隆景公之御牌所ニ被仰付、即御法名号泰雲寺殿泰雲紹閑大居士、從茲改關雲寺泰雲寺ト被仰付候、(以下略)

この『由来』によれば、泰雲寺は往古關雲寺と号して、応永十一年(一四〇四)薩摩国福昌寺開山の石屋真梁が初行化の時、大内氏二十代の大内盛見が石屋の道風に帰依・崇敬し、周防国吉敷郡宇津木畑葦谷之境(山口県山口市下小鯖 楢畑)に精舎を建立して月光山關雲寺と号し、石屋を開山に請したもので、石屋は四年住持したと言う。同十四年石屋は席を弟子定庵殊禪に譲ると法幢はいよいよ盛んになり、千人結制(江湖会)を営むまでになる。定庵は五年住持し長門国船木(山口県宇部市大字船木)の瑞松庵に移り、關雲寺は十年余無住となった。その後、同三十年九月、石屋の弟子覚隠永本が石屋の遺命により關雲寺に来て住持する。この時大内盛見・持盛・持世等の父子・諸公は覚隠の道風を慕い参見する。宇津木畑の境は隠僻地であることから、持世の養子である教弘は相議して永享元年(一四二九)寺を現在の鳴滝境に移す。この時の關雲寺は諸堂が旧觀から倍增する。また寺領も現米三〇〇余石が寄付されている。教弘は同年八月十六日覚隠をして開堂・演法させ、中興としてゐる。さらにまた、教弘は覚隠に師資の礼を執り、これによつて教弘(法名、關雲寺殿四州太守贈從三品大基教弘大禪定門)を開基としてゐる。教弘は寛正六年(一四六五)九月三日に伊予国興居嶋(愛媛県松山市)において病死している。覚隠の道風は大いに増盛して關雲寺に七年住持し、宝徳元年(一四四九)春に大功円忠に譲り、台芳(方)院に隠居する。覚隠には剃度弟子三〇〇余人、嗣法弟子一〇人あり、これを覚隠十哲と称している。十哲は諸国に宗風を振い、数多の寺院を建立し、他国の末山六〇〇余、本末の規式は紛乱なしとある。

二 覚隠十哲と派下の展開

『由来』にもあるように、關雲寺中興開山の覚隠永本には、十哲と称される一〇人の弟子があった。

【史料2】

中興和尚嗣法之弟子十哲名

大功円忠大和尚 全庵一蘭大和尚

南寿慎終大和尚 徳林心建大和尚

竺心慶仙大和尚 雪心真昭大和尚

玉崗慶琳大和尚 明室昌暲大和尚

鼎菴宗梅大和尚 牛欄鑑心大和尚⁽⁶⁾

この史料は、覚隠の十哲を列挙したものである。以下、その行状と各派の拠点寺院の展開について概観しておきたい。

第一は大功円忠（大功派）である。大功は大隅国の人で、幼くして園林寺に投じて了巖明公のもとで落髮する。覚隠には關雲寺で参じ、永享三年嗣法する。能登国總持寺に出世の後、周防国宮野荘において龍華院（現、廃寺、妙喜寺に合併。旧、山口市宮野村七房に所在）を開創する。宝徳元年、關雲寺に入院する。享徳二年（一四五三）、覚隠は示寂にあり關雲寺の輪番住持を定め、大功を輪住第一世とする。康正元年（一四五五）、住持を全庵に譲る。寛正三年、關雲寺に再住。文明二年（一四七〇）に再々住する。同三年、備中国鬼妻城主上田氏は華光寺（岡山県総社市山田）を開創し、大功を開山としている。同五年三月二十七日、華光寺において示寂する。法嗣に英岩希雄がいる。⁽⁷⁾この他、大功は嘉吉元年（一四四一）、伊予国喜多郡に浄久寺を開創する。浄久寺は天文二年（一五三三）、四世益心（翁）玄巨（永禄五年（一五六二）六月十二日示寂）の代に、曾根城主曾根高昌（高昌寺殿前左金吾歆秀永喜大居士）の帰依により、旧城廻村釜谷

山の山麓に移築され、以降曾根氏代々の菩提寺として外護され、元文二年（一七三七）に至って護国山高昌寺（愛媛県喜多郡内子町）と改号されている。また康正元年、大内教弘が夫人（妙喜寺殿宗妙正大姉）の菩提寺として宮野村に妙喜寺（山口市宮野下江良）を開創し、大功が開山に招かれている。さらに豊後国安楽寺（大分県玖珠郡玖珠町森）の開山にもなっている。⁽¹¹⁾

第二は全庵一萬（全庵派）である。全庵は薩摩国の人で、覚隠に参ず。總持寺に出世ののち撰丹境永澤寺（兵庫県三田市）に帰る。康正元年關雲寺に住持し、晩年阿波国桂谷寺（徳島県阿南市長生町）を開創する。法嗣に木菴元稜、季常全願がいる。桂谷寺は、寺伝によれば、応永二十年の開創で、文祿年間（一五九二〜九五）兵火により焼失するが、清原高国が再興し、拈笑春賀（九世。天正十年（一五八二）八月二十二日示寂）を中興の祖としている。⁽¹³⁾ この他全庵開山所として二か寺ある。讃岐国見性寺（香川県高松市錦町）は全庵を開山としているが、全庵派となるのは、天正十六年に高松城を築いた生駒近規（親正）が東福寺を現地に移して見性寺と号し、全庵を勧請して中興開山として以降のことである。⁽¹⁴⁾ 備後国香積寺（広島県三原市本町）も全庵が開山となっているが、明応三年（一四九四）四世の茂庵樹繁（永正十七年（一五二〇）七月十二日示寂）が小早川興平の外護を受け、豊田郡真良村高山麓に開創する。大永五年（一五二五）興平（香積寺殿前洒掃実岩宗真大禅定門）没後、その菩提寺となったが、文祿二年、小早川隆景が三原城を築城するに伴い西会下谷（現地）に移された。旧本寺である桂谷寺が衰廃すると延宝五年（一六七七）に桂谷寺開山全庵の位牌を開山として勧請し、さらに三世までを勧請し、茂庵は四世となった。⁽¹⁵⁾

第三は南寿慎終（南寿派）である。南寿は石見国の人で、覚隠に参じた後、因幡国に入り、郡主某氏の招きで讓伝寺（鳥取県気高郡鹿野町今市）の開山に招かれる。關雲寺に住持の後、讓伝寺に帰り示寂している。法嗣に源伸正本・笑巖有闇がいる。⁽¹⁶⁾ 讓伝寺は『鳥取県史』によれば、備後国徳雲寺（広島県庄原市）開山覚隠永本の弟子南寿慎終が因幡国鹿野城主亀井茲矩の帰依を受け、弟子笑巖有闇（延徳元年（一四八九）十月二十五日示寂）が鹿野の古い廃寺を再興して曹洞

宗に改め、応安五年（一二三二）南寿慎終を開山として開創した寺で、それ以後、因幡の曹洞宗はこの譲伝寺を拠点として展開を遂げたと言う。¹⁷『日本名刹大事典』では、南寿が鹿野に至り、その弟子笑巖有間が古仏谷にあった古廃寺を再興して曹洞宗に改める。天正八年、亀井茲矩が鹿野城主となると、茲矩は十世南嶺宗葩（慶長八年（一六〇三）十二月七日示寂）に帰依し、寺を城下に移したとある。¹⁸『關雲志』上の「大本山前住之次第」には「天正元年辛酉因州抱月寺 今号^ス譲伝寺^ト、永澤寺住覚隠派」とある。譲伝寺と号される以前は抱月寺と号されていたことがわかる。¹⁹

第四は徳林心建（徳林派）である。徳林は覚隠に参じて後、周防国清雲院（現、福厳院。山口市阿東地福上）を開創する。總持寺に出世の後關雲寺に帰る。清雲院にて示寂。法嗣に寒江宗林がいる。²⁰

第五は竺心慶仙（竺心派）である。竺心は、豊前国の人で、覚隠に従って祝髪受具する。諸国の名宿を訪ね、再び覚隠を關雲寺に訪れる。初め總持寺に出世し、のちに豊前国宝陀寺（大分県宇佐市麻生）を開創する。關雲寺に住持する。法嗣に如門□真・東海□智がいる。²¹竺心の開山地に筑前国太平寺（福岡県福津市上西郷）がある。寺伝によれば長祿元年（一四五七）の開創で、開基は大内義興と言う。²²同寺三世器庵（機庵）祐歳（文龜元年（一五〇一）四月十三日示寂）は、文明三年、許斐城主多賀出雲守隆忠の招きで同国宗生寺（福岡県宗像市）の開山となっている。²³

第六は雪心真昭（雪心派）である。雪心は、石見国の人で、出家ののち覚隠に参じ、總持寺に出世の後、嗣法する。土佐国に赴き予岳寺（高知県香美市土佐山田町楠目）を開創し、關雲寺に住持している。²⁴予岳寺は、長祿元年、雪心が楠目城主山田基道の帰依を得て開創し、長宗我部氏・山内氏の崇敬も厚かった。²⁵雪心開山所にこの他三か寺ある。周防国龍福寺（山口市大殿大路）は臨済宗瑞雲寺と称したが、享徳三年、大内教弘が大内氏の祈願寺として再興し、雪心を開山に招き曹洞宗に改宗している。²⁶同国俊龍寺（同市天花）は、雪心が開山となっているが、寛正元年、大内教弘が室（猷珠院殿等岩妙倫大姉）のために建立し猷珠院と号した。雪心はのちに勸請したものである。慶長十八年に俊龍寺と改号している。²⁷土佐国瑞応寺（高知県高知市）は、長岡郡岡豊（同県南国市）にあった千歳山兼序寺を長宗我部元親が再興し、父母

の法名に因んで祥鳳山瑞応寺と改め、元親が居城を大高城に移した時に洞ヶ島に移転したと言う。⁽²⁸⁾

第七は玉崗慶琳（玉崗派）である。玉崗は、薩摩国鹿兒島の人で、応永十七年正月十八日生まれ。薩摩国福昌寺仲翁に従い出家。諸国遊学の途次、京都石山観音に誓願し、一錦囊と観音大士の像を得る。その後北地から関東を遍歴し、關雲寺の覚隠に参じてその法嗣となる。帰郷の途次筑後国で再び先の奇瑞に会う。郡主高橋盛綱の帰依を得て、文安五年（一四四八）二月に泰平山永泉寺（福岡県嘉穂郡碓井町）を開創し、大士の像を安置する。寛正の初め關雲寺に住持し、文明の歳に三登する。次いで總持寺に出世、越前国龍泉寺（福井県武雄市）に住持する。文明十九年（長享元、一四八七）、室町幕府八代將軍足利義政は弟子の礼を伸べ、菩薩戒を受けている。越前国守護・播磨刺史は寺院を建立して玉崗を請ずるが病と称し固辞して筑前国に帰る。同年永泉寺で示寂している。法嗣に龜陽祐笑（文龜三年一月三十日示寂）・太白玄理（文明十八年十二月二十八日示寂）・桃林興核がいる。⁽²⁹⁾ 龜陽祐笑は応仁元年（一四六七）、筑前国医王院（福岡県宗像市田島）を開創している。⁽³⁰⁾ 永泉寺二世太白玄理（斑）は同国千手寺（福岡県嘉麻市）を開創している。⁽³¹⁾

第八は明室昌暉（明室派）である。明室は、大隅国の人で、藤姓島津氏隅州佐多城主氏義の第九子。十六歳で薩摩国福昌寺に入る。この時覚隠は福昌寺の鑑院に居していた。氏義は佐多の極楽山に西福寺（現、廃寺）を開創し、覚隠を開山第一世とする。覚隠は数年住持し周防国に帰ると、明室は師命を受けて住持となる。のちに總持寺に出世、關雲寺に帰る。晩年西福寺に帰り示寂する。⁽³²⁾

第九は鼎菴宗梅（鼎菴派）である。鼎菴は、大隅国の人で、覚隠とともに關雲寺にあり。辞して備後国如可に徳雲寺（広島県庄原市）を創建する。文明九年關雲寺住持となる。撰丹境の永澤寺に輪住し、徳雲寺に帰り示寂する。法嗣に玉泉祖皎・宗康祖南・竹翁宗松・幻中瑞秀・月船守応がいる。⁽³³⁾ 徳雲寺は、長祿元年領主宮政盛が覚隠を留め十二年をかけて七堂伽藍を整備したと言う。⁽³⁴⁾ 完成までに覚隠が示寂したため、実際の開山は二世鼎菴宗梅となったが、覚隠を開山とした⁽³⁵⁾ と言う。同寺三世竹翁宗松（明応五年五月五日示寂）は明応元年に備後国正泉寺（広島県庄原市東城）を開創している。⁽³⁶⁾

同寺五世木中圭抱（永禄十二年六月十三日示寂）は山陰伯耆国に教線を拡大し、天正年間には亀尾山城主宮中務少輔盛祐の外護により常福寺（鳥取県日野郡日南町）を開創、同寺は伯耆国西部における鼎菴派展開の中心寺院となっている。⁽³⁷⁾

第十は牛欄鑑心（牛欄派）である。牛欄は、出羽の人で、俗姓は藤原氏。はじめ關雲寺の覚隱に学び、印可を受ける。のち郷里に帰り関山の奥に隠れたが、最上の郡主がその徳を慕い、白巖郷に洞興寺（山形県寒河江市白岩）を建立し、開山とした。長享元年三月五日示寂している。⁽³⁸⁾

以上、覚隱下の各派の展開を見ると、大功派が周防国妙喜寺（真如寺）・豊後国安楽寺・伊予国浄久寺（高昌寺）等を中心に中国・九州北東部・四国西部に展開する。全庵派は阿波国桂谷寺・讃岐国見性寺を中心に四国北東部、備後国香積寺を中心に中国地方瀬戸内方面に展開する。南寿派は山陰地方東部に展開し、讓伝寺を中心に因幡国に教線を拡大する。徳林派は周防国清雲院（福巖院）を中心として展開する。竺心派は筑前国太平寺・豊前国宝陀寺を中心に九州北部・東部に展開する。雪心派は周防国龍福寺・同国献珠院（俊龍寺）等を中心に防長二国に、また土佐国予岳寺・瑞応寺を中心に四国南部に教線を拡大する。玉岡派は筑前国永泉寺を中心として九州北部に展開している。明室派は薩摩国西福寺を中心に薩摩国に展開する。鼎菴派は備後国徳雲寺を中心に中国地方中部山間部・山陰伯耆方面に展開を遂げる。牛欄派は出羽国洞興寺を中心に出羽地方南部に展開を遂げている。

三 關雲寺輪住制の開始

『由来』には、關雲寺の輪住制について「以中興和尚之遺命為輪住之地、自四代大功円忠和尚、十哲之諸和尚三年或五年輪次住番、其後從永正三丙寅年以來一回住相定、到今輪番断絶無之」とある。つまり、中興である覚隱の遺命で輪住の地となり、四代大功円忠より十哲が三年或いは五年の年次で輪次住番し、永正三年からは輪住期間が一年になったと言う

のである。

【史料3】

中興覺隱和尚

遺誡曰

- 一、為_レ吾徒弟_一者、倚_レ頼九鼎之重寄_一、荷_レ擔千鈞之大法_一、聊有_レ輕易_一、頗招_レ惡禍_一、
 一、当_レ于輪番之時_一、或称_レ孤獨_一、或号_レ極貧_一而不_レ可_レ固辭_一、違_レ犯此旨_一、輩者不_レ可_レ為_レ子孫_一、先師之御遺命
 一々可_レ守_レ其旨_一者也、然則当寺輪番之事、年期一回令_レ評議_一畢、
 于時_{亨德}二癸酉十二月念七日謹記之

当住關雲寺円忠 在判⁽³⁹⁾

この史料は、享徳二年十二月二十七日、關雲寺四世で輪住一世の大功円忠が記した、覺隱永本の遺誡である。覺隱は同年十二月十八日に關雲寺台芳(方)院で示寂するが、覺隱第一の弟子である大功が覺隱遺誡を受けて、示寂の十日後に記したものである。この二条目に輪住について遺誡されている。覺隱は輪住に当った時に、孤獨あるいは極貧と称して固辞してはならない、これに違犯した者は子孫ではない、と遺誡したのである。大功は覺隱の遺命の旨を一々守ること、また遺誡を受けて關雲寺への輪住は、一年毎に行うことを評議で取り決めたのである。

【史料4】

定

- 一、關雲寺毎年之土貢參佰餘石納之内、米陸拾斛、此内味噌拾斛、代々正月十六日不依旱水損、現米可渡之事、
 一、毎年以常住餘剩、小修造不可怠事、
 一、諸庄園田畠等、時之役者以負畠、私改變是努力不可失公事事、

右条々之教事堅確可守之者也、

享徳四年乙亥五月十一日 慶琳 在判

真昭 在判

慶仙 在判

慎終 在判

当住 一蘭 在判

前住 円忠 在判⁽⁴⁰⁾

この史料は、享徳四年（康正元）五月十一日の「定」である。前述したように、覚隠示寂後に記された遺誠を受けたその後の評議により、一年交代の輪住が定められるが、さらにこの「定」によって關雲寺の維持管理・運営について具体的な取り決めがなされたのである。

一条目は、關雲寺の毎年の土貢三〇〇余の収納の内、米六〇斗、この内味噌一〇斗を代々正月十六日に旱水損によらず現米で渡すこと。二条目は、毎年住持は余剩を寺院の小修造に充てること。三条目は、莊園・田畠等について、役者は蠟屑で勝手に改変して管理してはならないこと。つまり、土貢の扱い、寺院の小修造、寺領の管理について取り決めがなされたのである。これは、一年交代の輪住で關雲寺の維持管理・運営を行うにあたっては、規程して置かねばならない最低限の事柄であったのであろう。

連署しているのは、關雲寺四世（輪住一世）で前住である大功円忠、同五世（輪住二世）で当住（現住）の全庵一蘭、さらに玉崗慶琳、雪心真昭、竺心慶仙、南寿慎終の覚隠十哲の内の計六人である。『關雲志』下には康正元年の項に、「是ノ歳五月十一日丁^ニ当寺開山石屋老和尚三十三回ノ忌^ニ、是ノ日因^ニ聚会^ニ究^テ評議^ヲ定^ニ当山法度ノ条目^ヲ」⁽⁴⁾とある。これよりこの「定」は、開山石屋の三十三回忌である五月十一日に、十哲が聚会し評議の上定めた条目であったことがわかる。

この「定」を見ると、十哲の内、徳林心建・明室昌暎・鼎菴宗梅・牛欄鑑心が連署していない。これは四人が評議に参加していなかったか、この「定」に何か異論があり署名しなかったかのどちらかであろう。この後の輪住には牛欄を除く三人も参加していることから、前者ということになるか。牛欄は出羽国洞興寺が拠点で遠方でもあり、最初から輪住も勤めていないことから、關雲寺の運営に関わらなかったのであろう。明室も大隅国西福寺を拠点とすることから遠方ということが理由であろうか。しかし徳林は周防国清雲院を拠点とし、また鼎菴は備後国徳雲寺を拠点としており、全庵が参加していることから見れば遠方とも言えず、その理由は不明である。

いずれにしても、關雲寺は、享徳二年十二月二十七日の大功が記した覚隠遺誡を受けての評議により、十哲で一年交代の輪住とすることが決定し、同四年五月十一日の十哲の内六人が連署した「定」により、土貢の扱い、寺院の小修造、寺領の管理等、維持経営についての具体的な取り決めがなされたのである。

こうして、覚隠の後を受けた十哲により維持経営方法が決定された關雲寺は、石屋下覚隠派の西国展開の拠点寺院として位置づけられることになったのである。

四 關雲寺『前住牒』と輪住の順番・期間・交代年月日

關雲寺の輪住制を考察する史料として、『關雲志』下に所収される『前住牒』がある。『關雲志』は、元禄十四年（一七〇二）に泰雲寺二百二十六世として入院した、長門国萩亨徳寺（山口県萩市北古萩町）六世の雲外龍峯（正徳二年（一七一二）十月二十三日示寂）が編輯したものである。⁽¹²⁾

（表）は、『前住牒』から慶長期までの輪住住持とその事蹟等を一覧したものである。以下、これに沿いながら關雲寺輪住制について考察をして行きたい。

關雲寺輪住制は、すでに見たように、享徳二年十二月十八日に覚隠が示寂すると、十日後の二十七日に覚隠遺誡を受けての評議により一年交代とすることが決定する。輪住一世は關雲寺四世の大功円忠で、大功は同三年から五世（輪住二世、以下關雲寺の世代で示す）全庵一蘭が入院する康正元年正月十六日まで輪住を勤めているのである。⁴³

1 輪住順

各派の輪住の順番は、大功円忠（大功派）から輪住が開始されると、二順目までは【史料2】の「中興和尚嗣法之弟子十哲名」の順で行われる。すなわち大功の次は全庵一蘭（全庵派）、南寿慎終（南寿派）、徳林心建（徳林派）、竺心慶仙（竺心派）、雪心真昭（雪心派）、玉崗慶琳（玉崗派）、明室昌暉（明室派）と次第する。三順目になると雪心真昭（雪心派）が示寂のため勤めず、二順目までは輪住に参加していなかった鼎菴宗梅の鼎菴派が輪住して来る。四順目以降すなわち十哲の法嗣の代になると、二十八世から三十二世までは大功・雪心の二派のみとなる。しかし、三十三世から三順は六派から七派による輪住に戻ると、五十三世からは玉崗派四名・全庵派四名・鼎菴派一名の他は、大功派と雪心派の二派のみが輪住を勤めているのである。

2 輪住期間

次に輪住の期間である。輪住は一年交代と決められたが、三順目すなわち十哲の輪住までは一年交代が遵守されていたものの、四順目以降一時大きく崩れている。文明十年に輪住した大功派英岩希雄（二十八世）は、文明十七年まで八年間住持する。また同十八年に輪住した同派の統嶽希總（二十九世）は、明応六年まで十二年間住持しているのである。これ以降も、同派の西湖良景（三十世）は、明応七年から同九年までの三年間、同派の日峰文朝（三十一世）は、文亀元年から同三年までの三年間住持する。次いで雪心派の以成永須（三十二世）は、永正元年から同三年までの三年間住持してい

るのである。

永正四年正月十五日、三十二世以成が退院すると、同年正月十六日、三十三世として大功派の玄質守腋が入院する。玄質は英岩の法嗣で備中国華光寺三世である。『前任牒』の玄質の項には、「以^二是^一歳正月十六日^一挙^二先例^一再^レ定^二一回輪番^一入院^レ」とある。⁽⁴⁴⁾すなわち、覚隠十哲が三任を勤めて以降、大功派の英岩・統嶽・西湖・日峰、雪心派の以成による二十九年間の輪住が行われた後、玄質代の永正四年正月十六日に、先例を挙げて再び一年交代とすることを定めたのである。そしてこれ以降、二年間輪住を勤めた住持はいたもの、ほぼ一年交代が遵守されるのである。

3 輪住交代年月日

次に輪住住持の交代年月日である。『前任牒』から入院年月日等に関する記事を抜き出してみると、康正元年、五世全庵が初住した時の記事には、「康正元年乙亥正月十六日当山入院也」とある。⁽⁴⁵⁾三十二世以成が退院した時の記事には、「永正四年正月十五日退院」とある。⁽⁴⁶⁾永正四年、三十三世玄質の記事には、「以^二是^一歳正月十六日^一」とある。⁽⁴⁷⁾天正四・五年、百二世誠庵宝諄の記事には、「次^二八月之住院^一以^二門中寺社奉行之衆評^一相定^二」已上二年誠庵和尚住職 四年正月十六日入院 五年八月十五日退院 是歳八月十六日梅雲和尚入院」とある。⁽⁴⁸⁾天正六年、百三世梅雲慶珍の記事には「從^二当代入院一八月渡^一」とある。⁽⁴⁹⁾

これらの記載から、輪住開始から百二世誠庵以前は、旧住持は正月十五日に退院し、新住持は翌十六日に入院したことがわかる。百二世誠庵は、正月十六日に入院したが、衆評により八月住院と定められたことから、八月十五日に退院している。そして百三世梅雲慶珍以降は「八月渡」、つまり旧住持は八月十五日に退院し、新住持は翌十六日に入院することに変更されたのである。

五 輪住制の展開と戦国大名大内義隆の介入

十哲の三住が終わってその法嗣の代になると、覚隠遺誠で遺命された輪住も、各派一年交代で行われていたものが、大功・雪心二派の住持五名により二十九年間行われる。中でも大功派の英岩が八年間、同派の統嶽が十二年間と長期間輪住を勤める住持が現れるようになる。これはどのような理由があったのであろうか。

『前住牒』の英岩の項を見ても、文明十二年十一月八日に大内政弘の外護で關雲寺の僧堂が建立されることなどから、⁽⁵⁰⁾外護者である大内氏や關雲寺自体が大きく存亡の危機にあったためとも思われぬ。考えられることは、十哲による三順目が終了し、その法嗣に当る時期であることから、以降の位次等に何らかの問題が生じ、解決を待つため英岩・統嶽等による長期の輪住が行われた。⁽⁵¹⁾あるいは、二十九世統嶽も、三十世西湖も、三十一世日峰も何れも二十八世英岩の法嗣であることから、大功派が關雲寺輪住の独占を画策し、他派との対立が生じた、等である。しかし、すでに見たように三十二世で雪心派の以成が永正元年より三年間輪住の後、同四年に輪住した玄質が一年交代の輪住に先例を挙げて再度定めている。つまり覚隠遺誠時に戻すのであるが、この玄質も英岩の法嗣なのである。

いづれにしても、法嗣の代に入ると輪住に関する何らかの問題が生じたことは事実であろう。真相は不明であるが、それが一応の解決を見たのであろう、その後玄質代に一年交代に再度定められた輪住は、それより三順目くらいまでは六派・七派により行われる。しかし享禄三年、五十六世大虚宗円以降は再び大功・雪心の二派のみの輪住となるのである。

【史料5】

關雲寺来住事、雪心派御輪番之由候、然者来年正月十六日御入院尤可目出候、猶従当住可被仰之条令省略候、恐々謹言、

四月廿六日 周防介義隆（花押）

享禄三年

謹上 極楽寺

侍者禪師⁽⁵²⁾

この史料は、享祿三年四月二十六日に、戦国大名大内義隆が極楽寺に宛てた「關雲寺輪住請状」である。⁽⁵³⁾「前任牒」によれば、この時の關雲寺住持は大功派越前国顕宗寺の大虚宗円(五十六世)である。翌年の同書の記事には「同(享祿四年^{卯年} 当山第五十七代靈章永瑞和尚 防府牟礼 極楽寺」とある。⁽⁵⁴⁾これから、極楽寺は周防国防府牟礼の極楽寺(山口県防府市岩島)のことで、義隆からの請状を受け、翌年、靈章が關雲寺五十七世として入院したことがわかる。

この史料から、幾つかのことが判明する。

- (1) 「雪心派御輪番之由」とあることから、当時極楽寺は雪心真昭を派祖とする「雪心派」であったであろうこと。
- (2) 「来年正月十六日御入院」とあることから、住持入院は正月十六日であったこと。
- (3) 「猶従当住可被仰之条」とあることから、本来ならば入院年等は当住(關雲寺住持)より何らかの形で伝達されていたであろうこと。そしてそれが慣例であったであろうこと。

(4) 「令省略候」とあることから、伝達の手段であったであろう請状か、または書状等、当住から次の住持に送られるであろうものが省略されたこと。

(5) 請状の発給が關雲寺現住からではなく、義隆からであったこと、等である。

曹洞宗の輪住制で、住持がどの様な方法で補任(招聘)されたのか、これについては全ての輪住寺院で明らかになっていく訳ではない。しかし、同じ一年交代で輪住が行われた相模国最乗寺(神奈川県南足柄市)を例に上げれば、次の輪住に当たる寺院(住持)には、輪住年の二年前までにはその年を知らせる内書が現住から発給される。一年前、つまり輪住の前年には、本史料と同じように翌年の輪住に当たる寺院(住持)に対して請状が現住より発給され、それに対して輪住に

当たる寺院（住持）は承諾の返書（尊答書）を最乗寺に送るといふ仕組みであった。⁽⁵⁵⁾すなわち、そこには内書・請状・返書という手続きが存在したのであるが、そのいずれもが、輪住寺院の現住と、次の輪住に当たる寺院（住持）との遣り取りにより成立しているのである。

最乗寺現住が発給する内書・請状のいずれも、その書出しは「大雄山最乗禅寺住持職之事」とある。本史料には「住持職之事」という文言は確認できないが、「鬮雲寺来住事」という文言が同様な意味を持つものと思われる。すなわち本史料は「鬮雲寺住持職」を入院して来る極楽寺に一年間ではあるが補任すると言うものなのである。つまり「請状」「住持職補任状」なのである。

極楽寺に発給された請状で最乗寺の場合と明らかに相違する点は、発給者の部分である。つまり発給が鬮雲寺の現住ではなく義隆であったことである。輪住寺院において次の輪住に当たる寺院に対して、その外護者から内書や請状が発給された例は、管見では確認できない。それも、(3)(4)のように、本来ならば鬮雲寺の当住（現住）から「可被仰」ところを、義隆はそれをわざわざ「令省略」と言っているのである。すなわち、これまで鬮雲寺で行われて来たであろう門派内の手続き（最乗寺と同様であったかどうかは不明）を、義隆は否定しているのである。

享禄元年、父義興が没し家督を継いだ義隆は、神仏を崇敬して領国内の諸社寺にたびたび寄進・造営・所領安堵・諸役免除を行う。⁽⁵⁶⁾また住持職補任・安堵を行っている。⁽⁵⁷⁾

義隆の請状発給は、輪住寺院である鬮雲寺の住持職補任に関し、これまで当住が請状により行っていたものを、当住に代わり発給することで、その補任権を掌握する行為に他ならないのである。

義隆は、鬮雲寺住持によって行われていた請状発給を否定し、これまで掌握していなかった輪住寺院の住持職補任権を、独住寺院と同様に掌握し、これを支配下に置こうとしたのである。

義隆にとっては、戦国大名として住持職補任権を掌握することは、宗教政策の一環として当然なことと思われる。しか

し、「従当住可被仰之条令省略」てまで、つまり、これまでの輪住住持補任の方法を変更してまで、關雲寺輪住制に関与した背景には、何か別の事情があったようにも思われるのである。

今一度、義隆が請状を發給した極楽寺について見ておきたい。

『防長寺社由来』の靈岩寺の項によれば、極楽寺は往古真言宗で極楽寺と号し、開關の年月も開基・開山も不明であった。その後天文年中に曹洞宗に改宗され、泰雲寺の末となる。この時期も寺号は極楽寺と号したと言う。また、『防府市史』によれば、天正年中堂宇が荒廢し、龍文寺（山口県徳山市）十一世龍雲永洲（天正十四年一月二十日示寂）が同寺を再建して中興開山となり、寺号を靈岩寺と改めたとある。『防長寺社由来』の靈岩寺の項には「一、泰雲寺派の時分、開基開山不悉知候、尤時の住持人春莊和尚・永瑞和尚・雲章和尚・濫阜和尚・惠椿和尚・全固和尚・禪林和尚・在庵和尚・文正和尚等旧記ニ御座候共、住職の前後列席不分明、猶又遷化年号月日知不申候」とある。ここに記載された住持の内、「春莊和尚」は『前住牒』によれば、雲章永瑞の師で、大永三年二月五日に示寂とある。「永瑞和尚・雲章和尚」は雲章永瑞のことであろう。「惠椿和尚」は永祿三年に八十六世として輪住する巨岳惠椿のことであろう。「全固和尚」は元龜二年に九十七世として輪住する無寸全固であろう。「濫阜和尚・禪林和尚」は天正十一年に百八世として輪住する濫阜禪琳のことであろう。⁽⁶⁴⁾「文正和尚」は慶長二年に百二十二世として輪住する順庵文正のことであろう。⁽⁶⁵⁾この順庵の師が「在庵」とあることから、「在庵和尚」は順庵の師で同じ雪心派である龍福寺十世の在庵舜宅（百十四世）と思われる。⁽⁶⁶⁾極楽寺の世代でもあったのであろう。

これらの記載からは、雲章や極楽寺と義隆との直接的な関係は明らかではない。また極楽寺自体も明確な寺歴は不明であるものの、全く荒廢していたとは考えにくいのである。『前住牒』によると、極楽寺は享祿四年雲章が五十七世として輪住する以前は、關雲寺の輪住を勤めた形跡はない。輪住を勤める寺院ではなかったのである。しかしこれ以降、雲章は天文四年に再住、同十八年に再三住する。⁽⁶⁷⁾その後も極楽寺の世代は雪心派として輪住を勤めて行くのである。まさに關雲

寺輪住制を支える有力寺院の一つになるのである。

義隆の請状発給は、關雲寺の住持職任命権を掌握する一方で、極楽寺を取り立て、關雲寺輪住制を維持する寺院の一つに加えることを意図したのであろう。それには、外護者である義隆が直接請状を発給することが最も効果的であったのである。

『前住牒』には、六十二・六十四世の天文六・七年の二年間、住持名が記載されていない。つまり輪住が途切れるのである。義隆による極楽寺への請状発給はこの七年前であるし、『前住牒』を見る限り、この間輪住が乱れた様子も窺われない。しかし、すでにこの頃から關雲寺は輪住制の維持に再び苦慮する状況に向かいつつあったのではなからうか。義隆の介入はこうした事情を踏まえての覚隠派側からの要望でもあったのではあるまいか。

【史料6】

月光山關雲禪寺住院之儀、遂衆評請檀命相定次第、

香積寺智丘 在判

極楽寺永瑞 在判

法明院宗胤 在判

龍台院正洞 在判

顯孝院宗周 在判

圓通寺省賀 在判

華嚴寺宗仁 在判

妙喜寺祐超 在判

龍華院寿徳 在判

廣澤寺永保 在判

長樂寺英總 在判

關雲院祖澤 在判

覺隱和尚十哲之内、或及断絶或依遠国、輪次毎々關如之条、近辺末寺之衆可相勤之旨、所申定也、

天文六年丁酉四月二日

大宰大貳 (大内義隆) 在判

右之裏書

於關番者、為造営料所、可被本寺進止之狀如件、⁽⁶⁸⁾

この史料は、天文六年四月二日、關雲寺の輪住について門派衆評の上、檀越である義隆の命により取り決められた「定」である。覺隱十哲の内、断絶や遠国との理由で、一年交代の輪次が欠如しているので、以降は近辺の末寺で勤めることを申し定めたものである。ここに上げられた一二か寺が、今後關雲寺の輪住を勤めることを命じられたのである。裏書には、關番においては、寺院を造営料所として、關雲寺の進止に任せるとある。つまり、關番することは寺院の存続にまで関わることになったのである。この「定」は、檀越である義隆の關雲寺輪住制維持への強い意志が読み取れる史料なのである。

では、義隆によって選ばれた一二か寺はどのような寺院であったのであろうか。

香積寺智丘については、全庵派備後国香積寺と思われるが、歴代住持に智丘が見えない。⁽⁶⁹⁾ 極楽寺永瑞は、前述した雪心派周防国極楽寺の靈章永瑞である。法明院宗胤は、大功派周防国法明院（山口市宮野下）二世春山宗胤（永禄五年十一月四日示寂）である。⁽⁷⁰⁾ 龍台院正洞については所在地・世代等不詳であるが、大功派英岩の法嗣で關雲寺二十九世統嶽の法嗣不遷が龍台院開山である。⁽⁷¹⁾ 顯孝院宗周は、大功派周防国顯孝院二世廓翁宗周である。⁽⁷²⁾ 圓通寺省賀は、同寺開山の慶香省賀

(天文十九年四月五日示寂)のことである。『曹洞宗全書』史伝上によれば、省賀は大永元年圓通寺(現、廃寺)を開山する。のち大内義隆の招きで、臨濟宗寺院であった永興寺を曹洞宗に改宗し、永福寺(山口市円政寺町)と号し開山となつてゐる。永福寺は大功派である。華嚴寺宗仁は、所在地・世代等不詳である。妙喜寺祐超は、大功派周防国妙喜寺六世超上祐超(永祿十二年十月一日示寂)である。龍華院寿徳は、大功派周防国龍華院六世乾室寿徳である。廣澤寺永保は、雪心派周防国廣澤寺(現、山口市黒川の廣澤寺に合併。旧、上宇野令古熊に所在)六世任中永保(天文八年十月十日示寂)のことである。⁽⁷⁶⁾長樂寺英總は所在地・世代等不詳である。關雲院祖澤は、雪心派關雲院(現、廃寺。旧、山口市堅小路に所在)四世潤室祖澤(天文八年十一月八日示寂)である。⁽⁷⁷⁾

この連署した一二か寺は、不明の寺院もあるが備後国香積寺を除けば、周防国内の大功派・雪心派の寺院であつたことがわかる。まさに「近辺末寺之衆」であつたのである。

では何故檀越である義隆はこのような「定」を制定してまで、關雲寺の輪住制を維持しようとしたのであろうか。

關雲寺は、文明十八年九月四日の「壁書」で、乗福寺(重弘)・永興寺(弘幸)・正寿院(弘世)・香積寺(義弘)・国清寺(盛見)・澄清寺(持世)とともに、大内氏が家臣に年忌に参詣することを求めた重要寺院の一つであつた。⁽⁷⁸⁾また義隆の曾祖父教弘の菩提寺であつた。これが義隆の關雲寺輪住制維持への関与の理由であつたのではあるまいか。当然寛隠派側からの働きかけもあつたのであろうが、義隆としては教弘開基となる關雲寺の輪住制衰退を棄ててはおけず、義隆主導、すなわち自らの手で立て直しを図つたのである。

『前住牒』を見ると、この「定」は功を奏したらしく、天文八年以降、華嚴寺と長樂寺を除く一〇か寺が中心となり、輪住を勤めているのである。

六 輪住制の展開と毛利氏の請状発給

【史料5】で大内義隆が発給した輪住請状を考察した。大内氏が發給した請状で知られているのは一点のみであるが、この形態は次の毛利氏の支配下でも引き継がれているのである。

天文二十年九月一日、義隆は陶隆房の謀反により、長門国大寧寺（山口県長門市）で自害する。弘治三年四月三日、大内義長は長府長福寺（現、功山寺。山口県下関市）において自害し、大内氏は滅亡、周防・長門国は毛利氏の支配下に入る。防長二国を支配した毛利元就・隆元・輝元は、住持職補任・安堵等の宗教政策においても大内氏の政策を踏襲している。⁽⁷⁹⁾

關雲寺についても同様で、毛利氏からも輪住請状が発給されているのである。

【史料7】

月光山關雲禪寺住持職之事、従来年^明正月十六日相当之寺御門派之順番候、任先例可有勤務者也、仍請状如件、恐惶

敬白、

永禄貳年二月廿七日

毛利隆元
備中守 御判 令略之

進上極楽寺

衣鉢閣下⁽⁸⁰⁾

この史料は、永禄二年二月二十七日、毛利隆元が雪心派周防国極楽寺に發給した「關雲寺輪住請状」である。「庚申」、つまり翌三年の正月十六日に輪住するように申し送っているのである。これには「仍請状如件」とあることから明らかに輪住請状であることがわかる。これまで通り一年前に請状によって輪住住持を補任（招聘）しているのである。また「月光山關雲禪寺住持職之事」とあることから、この請状が住持職補任状であることがわかる。前述した通り、享禄三年に義

隆が極楽寺に発給した請状には「關雲寺来住事」とあり、この請状には「月光山關雲禪寺住持職之事」とあるが、これは同じ意味と考えられるのである。『前任牒』によれば、永祿三年には八十六世として巨岳惠椿が極楽寺より輪住している。⁽⁸¹⁾

【史料8】

月光山關雲寺住持職之事、来八月朔日相当貴寺御輪番之条、可有御入院候、恐惶謹言、

天正十五年三月五日

輝元（花押）

龍福寺

衣鉢閣下⁽⁸²⁾

この史料は、天正十五年三月五日、毛利輝元が雪心派周防国龍福寺に発給した輪住請状である。前号文書のように「仍請状如件」の文言は見えないが、請状である。中世の請状である【史料5】と【史料7】の入院月日はいずれも正月十六日であったが、本史料は「八月朔日」となっている。天正五年の百三世梅雲入院以降八月十五日に退院、八月十六日入院と規定されたことはすでに見たが、それ以降に八月朔日の入院に変更されたのであろうか。『前任牒』によれば、天正十六年には龍福寺と同派の周防国西方寺宝田賢貞が百十三世として輪住している。⁽⁸³⁾ 同書によれば、翌十七年に龍福寺在庵舜宅が百十四世として輪住している。⁽⁸⁴⁾

【史料9】

關雲寺来住之事、当寺相当之由候条、一廻可有入院事肝要候、恐々謹言、

文祿三年九月廿六日

（花押）^(毛利輝元)

龍福寺⁽⁸⁵⁾

この史料は、文祿三年九月二十六日、毛利輝元が雪心派周防国龍福寺に発給した輪住請状である。前号文書と同じ龍福

寺へ発給された請状であるが、入院年月日等は記されず、簡略化されている。『前住牒』を見ると、翌文祿四年には同寺十一世海岸春岳が輪住している。

以上、毛利氏が発給した輪住請状を見たが、大内義隆が享祿三年に極楽寺に請状を発給して以降、毛利氏もこれを踏襲したことは明らかである。大内氏が滅亡すると、關雲寺輪住住持は新たな外護者毛利氏により補任されたのである。

七 關雲寺輪住制の再編

これまで述べてきたように、關雲寺の輪住制は大内氏・毛利氏の宗教政策の影響を受け継続する。しかし、近世初頭、これを覚隠派主導による輪住制の維持、つまり、元に戻そうとの動きが生まれてくる。

【史料10】

月光山關雲禪寺来住之儀、来年從八朔一廻可被成御住院候、今程自他国末山及断絶候条、爰元之諸門中誠再々住仕確焉、窮迷惑候、於今分者可及關番候間、乍御大儀被任先師御遺戒之旨一廻被成御住院候者、本寺相統之事情、是非共御納得所仰候、委曲使僧可奉得尊意候条不能細碎候、此等之趣侍衣奏達、誠恐誠惶頓首、敬白、

慶長第三仲秋十八日

献珠院

全俊（花押）

龍福寺

春岳（花押）

法明院

隆曇(花押)

長壽寺

慶芳(花押)

妙喜寺

昌鳳(花押)

栄福寺

春盛(花押)

進上 香積寺
衣鉢閣下⁽⁸⁶⁾

この史料は、慶長三年八月十八日、周防国猷珠院他五か寺が、全庵派備後国香積寺に宛てた輪住請状である。当時の關雲寺輪住の状況を窺がい知ることの出来る史料である。内容は、關雲寺の輪住について、来年、つまり慶長四年の八月朔日より一年輪住をしてほしい。今程は自国や他国の末山は断絶してしまい、このところ諸門中も再々住せず、迷惑窮まりない状態となっている。今は(他派の)輪住が闕番となっているので、大儀であるが先師覚隱の遺誡の旨を守り、一年輪住を果たしてくれたならば、關雲寺は継続するであろう。是非とも納得したと言ってほしい。詳しいことは使僧が説明し尊意を承るので、細かな心配りは必要ではありません、と言うものである。この請状は、これまで見た「關雲寺輪住請状」とは大きく形態が相違する。特に発給者を見ると、毛利輝元でもなければ、關雲寺現住でもなく、六か寺連署になっているのである。

では連署した六か寺は如何なる寺院であろうか。猷珠院全俊は、雪心派周防国猷珠院(現、俊龍寺。山口市天花)六世

鷹巖全俊（慶長十七年三月八日または慶安元年（一六四八）三月二十日示寂）である。⁽⁸⁷⁾ 龍福寺春岳は、雪心派周防国龍福寺十一世海岸春岳（元和四年五月二十六日示寂）である。⁽⁸⁸⁾ 法明院隆曇は、大功派周防国法明院の住持と思われるが、現代に数えられていない。長寿寺慶芳は、『前住牒』に「防州長寿寺」とあり、周防国に所在したことは明らかであるが、所在地・世代等不詳である。⁽⁸⁹⁾ 妙喜寺昌鳳は、大功派周防国妙喜寺十二世桐菴昌鳳（元和二年八月二十五日示寂）のことである。⁽⁹⁰⁾ 栄福寺春盛は、大功派周防国栄（永）福寺三世昌岩春盛（慶長十年九月九日示寂）のことである。⁽⁹¹⁾ この六か寺は不明な寺院を除けば、周防国それも現在の山口市内に所在する大功・雪心両派の寺院なのである。

慶長三年周防国の雪心派と大功派の寺院が香積寺へ輪住を請うたのであるが、本史料の宛先の書き方から、同様な文書が多数作成され、各派の寺院へ送られたであろうことが推察できる。⁽⁹²⁾ これを受けた香積寺は、『前住牒』によれば、三年後の慶長六年、十世月船鷲吞が百二十六世として輪住しているのである。

關雲寺は、慶長三年に覚隠遺誡のように十哲各派一年交代で輪住を勤めるといふ輪住制の復活を目指したのである。しかし慶長期を通して見ると、慶長四年に玉岡派が一度、慶長六年・同十八年に全庵派が二度入院したのみで、他の年次は大功派と雪心派が輪住を勤めている。つまり、大局的には大きな変化はなかったことになる。

この請状を見ると、六か寺連署で香積寺に発給している。この時の關雲寺住持は、『前住牒』によれば百二十三世長門国瑞雲院日州元智とあるが、⁽⁹³⁾ 連署には現れていない。日州は天正十七年六月二十三日示寂であるので、⁽⁹⁴⁾ これを信ずれば弟子による代住であったためが理由であろうか。

關雲寺は近世に入ると周防国内の栄（永）福寺・真如寺・俊龍寺・龍福寺・法明院の五か寺が「泰雲寺五院」として寺務を掌握するようになる。通常の寺務は五院が掌握し、⁽⁹⁵⁾ 一年交代で輪住して来る輪住住持は五院と共に關雲寺の運営にあたるという体制が成立するのである。⁽⁹⁶⁾ この請状は五院体制に移行する過渡期に発給されたものなのである。

以上、石屋下覚隠派の中心寺院である周防国關雲寺の輪住制について考察した。最後に簡単にまとめておきたい。

關雲寺は、東北・九州・四国・中国地方に教線を拡大した覚隠十哲の内九哲（派）により輪住が行われる。輪住期間は一年と定められ、十哲が勤めた三順目まではそれが遵守されるが、法嗣の代になると一時大きく乱れ、一住持による八年・十二年と長期に渡る輪住が行われる。永正四年に再び一年交代に戻され各派による輪住が行われるが、これも長くは続かず大功・雪心二派による輪住が続くのである。しかし天文六・七年には住持が輪住しなという事態になる。

享祿元年大内義隆が家督を継承すると、同三年これまで關雲寺現住が請状によって行っていたであろう住持職補任を、義隆が直接請状を發給し掌握するようになる。またこれまで輪住を行っていなかった寺院を輪番地として取り立てる。さらに天文六年には「定」を制定させ、近隣の有力末寺に輪住を義務づける。これによって衰退しかけた輪住制の維持を図るのである。つまり戦国大名大内義隆が請状の發給・「定」の制定等により、關雲寺の輪住制に介入するのである。こうした例は、他の輪住寺院では見られないことであった。その理由は、關雲寺が義隆の曾祖父教弘の菩提寺であり、「壁書」に記された重要寺院七か寺の内の一つとして、大内氏当主が保護しなければならない寺院であったためである。

大内氏領国が毛利氏の支配下に入ると。毛利氏も大内氏の宗教政策を継承する。關雲寺輪住を勤める寺院には義隆同様に隆元・輝元が請状を發給し住持職補任・安堵を行うのである。

慶長三年、六か寺連署の請状が全庵派備後国香積寺に發給される。これまで義隆以降、毛利氏当主からも發給されて来た請状が、近隣末寺の連署で送られたのである。六か寺は關雲寺近隣の大功・雪心派の寺院であった。覚隠派は輪住制を門派主導に戻そうとしたのである。

近世には關雲寺は泰雲寺五院と称される近隣末寺により寺務が行われる。しかし、これまで通り輪住は一年交代で行わ

れ、請状も現住より発給されている。つまり、義隆以前に復帰するのである。

(表) 關雲寺輪住住持一覽

門派	世代	住持名	入院年	示寂年月日	根拠寺院・世代	備考
開山	2世	石屋真梁	応永11	応永30・5・11	薩摩福昌寺・開山	薩摩人也 二月二日入院 応永十八年迄五年住職 応永十九年から二十九年迄十一年間關雲闕住
	3世	定庵殊禪	14	永享4・3・27	長門大寧寺・3世	開山老和尚ノ法嗣 從ニ応永卅年秋九月ニ到テ宝徳元年春ニ廿七年之住職 前任總持寺 前任永澤寺 九月廿四日始住シテ宇津木畑葦谷關雲寺廢地ニ務勵ニ中興之志ヲ兼ニ養ス聖胎一ヲ正長元年迄六年之間師住ニ宇津木畑ニ
大功	4世	大功円忠	宝徳元	文明5・3・27	周防真如寺・開山	中興和尚是年三月五日讓ニ席大功和尚ニ退去ニ於台方院ニ自ニ開堂ニ廿一年ノ住 自ニ宇津木畑ニ廿七年ノ住 同日入院 中興和尚法嗣 前任總持寺 隅州人也
同	同	同	享徳元	同	同	是歳極月十八日中興和尚七十四歳遷化ニ台方院ニ
同	同	同	3	同	同	已上大功和尚六年之住職 住職六年之内今年一年之住ハ因ニ中興和尚之遺誠ニ輪番之最初也 来年康正元年正月十六日ハ全庵和尚輪住也

南寿	全庵	大功	明室	玉岡	雪心	竺心	徳林	南寿	全庵
14世	13世	12世	11世	10世	9世	8世	7世	6世	5世
南寿慎終	全庵一蘭	大功円忠	明室昌暉	玉岡桂琳	雪心真昭	竺心慶仙	徳林心建	南寿慎終	全庵一蘭
5	4	3	2	寛正元	3	2	長禄元	2	康正元
不詳	文明6・11・14	文明5・3・27	長享2・8・6	文明19	応仁2・11・1	不詳	不詳	不詳	文明6・11・14
因幡讓伝寺・開山	備後香積寺・開山	周防真如寺・開山	薩摩西福寺・開山	筑前永泉寺・開山	周防龍福寺・開山	筑前太平寺・開山	周防清雲院・開山	因幡讓伝寺・開山	備後香積寺・開山
当山再住	当山再住	当山再住	薩州人也 中興和尚法嗣 薩州西福寺開山 寛正二年辛巳冬十月結制安衆一千三百指 内九人、中興和尚弟子也 是歳十月廿五日竹居禪師寂ス于大寧寺ニ 寿八十二 亦一説ニ八十ト云 中興和尚遷化九年已後也	薩州人也 中興和尚法嗣 十哲之内 筑前永泉寺開山 寛正元年庚辰冬十月結制安衆二千一百五十指	石州人也 中興和尚法嗣 十哲之内 山口龍福寺開山土佐国瑞心寺開山 是歳中興禪師七回忌 長禄三年己卯冬十月結制安衆一千七百七十指	中興和尚法嗣 十哲之内 筑前国太平寺開山 豊前人也 (一説に長禄二年十一月二日示寂)	中興和尚法嗣十哲内 防州小鯖清雲院開山 長禄元年冬十月結制安衆二千三百五十指	石州人也 中興和尚法嗣 十哲内 因州讓伝寺開山	中興和尚法嗣 十哲之内 前永澤見性香積開山 師者薩摩州人也 讃州高松見性寺備後三原香積寺両処開山也 康正元年乙亥正月十六日当山入院也 此年五月十一日于当寺開山石屋和尚三十三回忌 是日因三聚会 究ニ評議ニ定ム当山法度之条目ヲ 茲歳乙亥冬十月 師結制安居安レトキ 衆一千二百指 此歳冬極月十八日正ニ当ニ中興和尚第三回忌ニ 前住總持兼永澤泰雲五世 讃州見性寺当寺同開山也 本山輪住已上三回也

徳林	竺心	雪心	玉岡	明室	大功	全庵	南寿	徳林	竺心	玉岡	明室	鼎庵	大功
15世	16世	17世	18世	19世	20世	21世	22世	23世	24世	25世	26世	27世	28世
徳林心建	竺心慶仙	雪心真昭	玉岡桂琳	明室昌暉	大功円忠	全庵一蘭	南寿慎終	徳林心建	竺心慶仙	玉岡桂琳	明室昌暉	鼎庵宗梅	英岩希雄
6	文正元	応仁元	2	文明元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
不詳	不詳	応仁2・11・1	文明19	長享2・8・6	文明5・3・27	文明6・11・14	不詳	不詳	不詳	文明19	長享2・8・6	文明13・4・20	延徳3・7・8
周防清雲院・開山	筑前太平寺・開山	周防龍福寺・開山	筑前永泉寺・開山	薩摩西福寺・2世	周防真如寺・開山	備後香積寺・開山	因幡讓伝寺・開山	周防清雲院・開山	筑前永泉寺・開山	筑前永泉寺・開山	薩摩西福寺・2世	備後徳雲寺・開山	備中源福寺・開山
当山再住 是歳九月三日当山開基大檀越大内廿四代教弘公卒 ス 是歳冬極月十八日中興和尚十三回忌也	当山再住	当山再住	当山再住 是歳霜月朔日雪心和尚寂于土州瑞応寺	当山再住 是歳中興和尚十七年忌	当山三住	当山三住 「文明六甲午天十一月十四日示寂桂谷也」 生縁薩州	当山三住 此歳三月廿七日大功和尚遷化	当山三住 是歳十一月十四日全庵和尚遷化	当山三住	当山三住	当山三住	隅州人也 是歳中興和尚二十五回忌 此冬結制衆二千三百五十指 『已上六代僧籍』中興和尚之載弟子百廿四人ヲ、僧籍在レ前故不レ記	奥州之人也 大功和尚法嗣 前任總持寺

																大功	
																29世	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	統嶽希總
5	4	3	2	明応元	3	2	延徳元	2	長享元	18	17	16	15	14	13	12	
																不詳	
																是、冬中興和尚三十三年忌、英岩和尚已上八年、住職薩州人也、大功和尚派英岩和尚、法嗣、前住永平是歳三月五日牛欄鑑心和尚遷化奥州之人事是歳八月六日明室和尚示寂	
																是、歳七月八日英岩和尚遷化	
																是歳当山僧堂建立、大檀越大内廿五代法泉寺殿開基ノ之嫡子当太守也、詳ニ在「檀越記」ニ	
																九月十八日大内廿五代法泉寺殿政弘公卒 ^ス	

玉崗	雪心	徳林	南寿	全庵	大功			雪心	大功	大功
38世	37世	36世	35世	34世	33世	同	同	32世	31世	30世
趙古普蘭	大成贈琛	華巖宗文	竹隱良松	茂庵樹繁	玄質守腋			以成永須	日峰文朝	西湖良景
								永正元	文龜元	
9	8	7	6	5	4	3	2	永正4・9・8	不詳	文龜2・3・25
大永4・6・18	大永3・11・8	不詳	不詳	永正17・7・12	永正11・11・2					
筑前医王院・2世	周防關雲院	長禪寺	長門永祥寺	阿波桂谷寺	備中華光寺・3世			周防關雲院	摂津靈松寺	周防龍華院
龜陽和尚法嗣 筑州医王院 前任永平 (縁叟普蘭)	以成和尚法嗣 勅特賜智照慧光禪師 山口築山關雲院 前任永平	覚峯和尚法嗣	源仲和尚法嗣 勅特賜慈圓仏秀禪師	桐岡和尚法嗣 前任永平 阿州南方ウスキ村桂谷寺 「住阿州桂谷寺」之時也	英岩和尚法嗣 備中田上ノ山田華光寺 以是ノ歳正月十六日一挙ニ先例ニ再レ定ムニ一回輪番ノ入院ヲ	(一説に永正十九年十一月二日示寂)	已上永須和尚三年住職 永正四念正月十五日退院	覚叟和尚法嗣 山口築山關雲院 前任永平 四月二十八日開堂	已上西湖和尚三年住職	大功派英岩和尚ノ法嗣 真如寺三世 前任總持寺 八代島普門寺開山

鼎庵	大叡	全庵	南寿	雪心	玉崗	鼎庵	大叡	雪心	大叡	南寿	全庵	大叡	鼎庵	玉崗	雪心
39世	40世	41世	42世	43世	44世	45世	46世	47世	48世	49世	50世	51世	52世	53世	53世
幻中瑞秀	宗南珠岱	九天桂葩	陽浦紹栄	九江慈淵	大成贈賤	崗庵全玉	東岩禪誉	九江慈淵	太岳文禎	陽浦紹栄	以天永生	大休文鵬	東岩禪誉	雲巢英瑞	
10	11	12	13	14	15	16	17	大永元	2	3	4	5	6	7	
不詳	不詳	不詳	不詳	大永5・2・2	大永3・11・8	不詳	天文5・11・13	大永5・2・2	大永5・2・25	不詳	不詳	明応2・6・4	天文5・11・13	天文元・3・29	
能登興禪寺	越前盛澤寺	阿波桂谷寺	長門永祥寺	周防妙喜寺・4世	周防關雲院	安芸新興寺	備後德雲寺・3世	周防妙喜寺・4世	備後香積寺・5世	長門永祥寺	石見高源寺	筑前永泉寺	備後德雲寺・3世	備中華光寺・4世	
鼎庵和尚法嗣 能登國興禪寺 前總持	日峯和尚法嗣 越州盛澤寺 前永平	茂菴和尚法嗣 阿州桂谷寺 前住永平	竹隱和尚法嗣 長州永祥寺 前永平	西湖和尚法嗣 法明院開山真如寺四世 防州江良妙喜寺 前永平	当山再住 以成和尚法嗣 山口築山關雲院	一阜和尚法嗣 藝州新興寺	鼎庵和尚法嗣 勅特賜仏頂禪師 備後鬼白德雲寺	当山再住 西湖法嗣 防州妙喜寺	茂庵和尚法嗣 備後香積寺 是歲五月十一日当山開山和尚百年忌 法事当住一分之所勤也 幸三百石御判物全ク受取之時之「前住永平」	当山再住 竹隱和尚法嗣 長州永祥寺 開山和尚百年忌此処古牒有之	覺叟和尚法嗣 石州高源寺	勅特賜惠燈大照禪師 筑州永泉寺	当山再住 備後鬼白德雲寺	玄室和尚法嗣 大叡四世之孫 備中国華光寺	

大功	大功	大功			大功	雪心	大功	雪心	大功		雪心	大功	玉崗	雪心	
67世	66世	65世	64世	63世	62世	61世	60世	59世	58世		57世	56世	55世	54世	
廓翁宗周	鳳山正桐	春山宗胤			在中英總	雲章永瑞	梵室希音	任中永保	高峯清岳		雲章永瑞	大虚宗円	桃室玄洞	潤屋祖沢	
10	9	8	7	6	5	4	3	2	天文元		4	3	2	享祿元	
不詳	不詳	永祿5・11・4			不詳	天文19・4	不詳	天文7・10・10	不詳		天文19・4	不詳	不詳	天文8・11・8	
周防顯孝院	周防龍台院	周防法明院・2世			周防長樂寺	周防極樂寺	周防龍台院	周防廣澤寺・8世	周防龍華院・5世		周防極樂寺	越前顯宗寺	筑前太平寺	周防關雲院	
九江和尚法嗣 前永平 防州陶顯孝院	梵室和尚法嗣 前永平 防州龍台院	九江和尚法嗣 防州宮野法明院			雪巢和尚法嗣 防州長樂寺	春莊和尚法嗣 防州牟礼極樂寺	不遷和尚法嗣 防州龍台院	易之和尚法嗣 山口廣澤寺	孝山和尚法嗣 前永平 防州宮野龍華院		春莊和尚法嗣 防府牟礼極樂寺 大内廿七代大内義隆公贈極樂寺一書一通有 _レ 寫雲章和尚代也此書當輪番之前年享祿三年庚寅四月廿六日之府書也因 _レ 是觀 _レ 此則此 _レ 時代太守公之請狀有 _レ 寫其体出 _レ 左 _ニ 和文草書此書一通於 _レ 今牟礼雲巖寺有 _レ 之 春莊和尚遷化 大永三年癸未二月五日 雲章和尚遷化 天文十九年庚戌四月仏誕生日 二師其 _レ 外輪番諸師無縫塔有 _ニ 靈巖寺 _一	前永平 越前国顯宗寺	前永平 嘗蘭和尚法嗣 筑前国太平寺	前永平 筑前太平寺	大成和尚法嗣 雪心五世之孫 前永平 山口築山關雲院 是歲十二月廿日大内廿六代義興公卒 _ニ 山口 _一 五十二歳

大功	大功		大功	大功	大功	雪心	雪心	雪心	大功	雪心	大功	大功	大功
81世	80世	79世	78世	77世	76世	75世	74世	73世	72世	71世	70世	69世	68世
乾室寿徳	延之宗祝	雲庵	俗雲建宗	貴明桂尊	春山宗胤	雲章永瑞	大潤成甫	喜州寿慶	蘭溪恵芳	大奇光顥	乾室寿徳	越上祐超	慶香省賀
弘治元	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
不詳	天正5・5・6	不詳	不詳	不詳	永祿5・11・4	天文19・4	天正4・1・18	不詳	不詳	天文6・18・19	不詳	永祿12・10・1	天文19・4・5
周防龍華寺・6世	周防妙喜寺・7世	不詳	周防顯孝院・2世	周防龍台院	周防法明院・2世	周防極楽寺	周防延楽寺・2世	周防關雲院	周防長楽寺	周防廣澤寺・7世	周防龍華院・6世	周防妙喜寺・6世	周防圓通寺
当山再住 高峯和尚法嗣 前總持寺 防州龍華寺	越上和尚法嗣 前總持 防州江良妙喜寺 右田天徳寺開山 天正丁丑五月六日示寂此輪番廿六年已後也		廓翁和尚法嗣 是歳中興和尚百年忌也 是九月朔日大内廿七代義隆生害于太寧寺國中騒動	鳳山和尚法嗣	当山再住 九江和尚法嗣	当山三住 春莊和尚法嗣 防州牟礼極楽寺	当山再住 潤室和尚法嗣 前總持 (一説に天正二年一月十八日示寂) (周防正慶院開山・俊龍寺四世)	大成和尚法嗣 前總持	在中和尚法嗣 防州長楽寺	任中和尚法嗣 前總持 山口廣澤寺 (一説に天文十二年十一月十日示寂) (代住カ)	当山再住 高峯和尚法嗣 前永平 防州龍華院	規川和尚法嗣 前總持 防州妙喜寺	孝山和尚法嗣

雪心	全庵	雪心	大功	雪心	大功	大功	大功	大功	大功	雪心	雪心	雪心	大功	雪心	
96世	95世	94世	93世	92世	91世	90世	89世	88世	87世	86世	85世	84世	83世	82世	
紅庵儒心	円之恕周	隆巖祖興	茂林秀繁	天雄賢策	龍屋昌洞	塞庵元充	岱雲建宗	酬山慶恩	琛山省玖	巨岳恵椿	大潤成甫	九室智英	在不長用	日繼須益	
一元亀元	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	永禄元	3	2	
不詳	年月不詳・14	不詳	元亀元・1・8	天正5・11・8	永禄12・9・14	不詳	不詳	不詳	元亀3・3・4	不詳	天正4・1・18	不詳	不詳	永禄3・3・26	
長門延楽寺	備後香積寺・8世	周防關雲院	伊予安楽寺	周防廣澤寺・9世	周防妙喜寺・8世	周防圓通寺	周防顯孝院	周防龍台院	周防法明院・3世	周防極楽寺	周防延楽寺	周防關雲院	長楽寺	周防廣澤寺・8世	
大潤和尚法嗣 前總持 長州延楽寺	内太郎左衛門輝弘来 _レ 自 _二 豊後一乱 _一 入 _ス 于山口是謂 _二 輝弘乱 _一 山口神社仏閣大半焼亡 同月廿五日自 _二 殺 _ス 于茶臼山 _一 (富海)	九室和尚法嗣 前總持 山口關雲院	泰庵和尚法嗣 前總持 予州安楽寺 (豊後安楽寺七世)	龍泉寺輪番	日繼和尚法嗣 前總持寺 廣澤寺 龍福寺中興 長州萩吉連山亨徳寺開山 天正五年霜月八日示寂 永禄十二越前国府中	慶香和尚法嗣 前往永平 防州圓通寺	再住カ 廓翁和尚法嗣 周州顯孝院	貴明和尚法嗣 前總持 龍台院 飯庫裡新造	春山和尚法嗣 前永平 防州法明院	雲章和尚法嗣 前永平 防州牟礼極楽寺 飯風呂新造	当山再住 潤室和尚法嗣 前總持 防州延楽寺	再興	喜州和尚法嗣 前總持 山口關雲院 飯客殿飯中居西廊五間	蘭溪和尚法嗣 長楽寺 当代 _二 炎焼 _一	大奇和尚法嗣 前永平 山口廣澤寺 同四月四日大内廿八代義長自 _二 殺 _ス 于長府長福寺 _一 今 _レ 功山寺也

雪心	全庵	雪心	大功	玉岡	大功		大功	鼎庵	大功	玉岡	大功	雪心
108世	107世	106世	105世	104世	103世		102世	101世	100世	99世	98世	97世
藍草禪琳	明堂瑞哲	隆庵諱興	大龍存守	挙月善再	梅雲慶珍	同	誠庵宝諱	光山善智	潜林宗菊	以天圭穆	仙甫宗寿	無寸全固
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	天正元	3	2
不詳	年月不詳・14	不詳	天正7・12・5	不詳	不詳		不詳	文禄2・11・17	天正5・6・25	天正9・3・29	天正6・7・13	不詳
周防極楽寺	備後香積寺・9世	石見願成寺	伊予安楽寺	石見妙義寺	石見圓通寺		石見長安寺	備後徳雲寺・7世	周防妙喜寺・9世	安芸曹源寺	周防法明院・4世	周防極楽寺
無寸和尚法嗣 前永平 防州牟礼極楽寺	圓之和尚法嗣 前總持 備後香積寺	喜州和尚法嗣 前總持 石州願成寺	茂林和尚法嗣 前總持 予州安楽寺 (豊後安楽寺八世)	松屋和尚法嗣 石州妙義寺	誠庵和尚法嗣 石州銀山圓通寺 從り当代入院 八月渡伽藍修造 <small>スル</small> 者加 <small>ニ</small> 載于当山 <small>ノ</small> 前住牌 <small>ニ</small> 之評定亦相定 <small>ム</small>	是歳八月十六日梅雲和尚入院 已上二年誠庵和尚住職 四年正月十六日入院 五年八月十五日退院 已上二年住職 建立也故当寺影堂牌名称当寺再中興是也	当山再中興長安開山 大伝和尚法嗣 前永平 石州銀山長安寺 次 <small>ニ</small> 八月之住院以 <small>ニ</small> 門中寺社奉行之衆評 <small>ヲ</small> 相定 <small>ム</small> 自 <small>ム</small> 弘治三年炎焼 <small>ニ</small> 至 <small>ニ</small> 今年 <small>ニ</small> 廿年 <small>ニ</small> 始 <small>テ</small> 殿堂復建 <small>ス</small> 炎焼 <small>ノ</small> 時僧堂山門相歿 <small>スル</small> 歟	正伝(不盡和尚事) 和尚法嗣 勅特賜徳詔禪師 備後鬼白徳雲寺 当代 <small>ニ</small> 就 <small>テ</small> 永澤寺輪番 <small>ニ</small> 遣 <small>ハ</small> ス使僧 <small>ヲ</small> 於福昌寺 <small>ニ</small> 古記 <small>ニ</small> 天正三之春福昌寺使僧到來為 <small>ニ</small> 返礼 <small>ノ</small> 從 <small>リ</small> 当寺 <small>一</small> 使僧長闍差下之時詞上一々此 <small>一</small> 通取 <small>ニ</small> 文庫 <small>ニ</small>	龍屋和尚法嗣 前總持 防州妙喜寺	春江和尚法嗣 藝州曹源寺	琛山和尚法嗣 前總持 防州法明院	巨岳和尚法嗣 防州極楽寺

玉岡	大功	雪心	大功	雪心	雪心	大功	雪心	大功	大功	雪心	雪心	大功	大功	大功	雪心
124世	123世	122世	121世	120世	119世	118世	117世	116世	115世	114世	113世	112世	111世	110世	109世
州山俊藝	日州元智	順庵文正	桐庵昌鳳	海岸春岳	昌岩春盛	太翁淳虎	鷹岩全俊	太玉祐鑑	在室省鑑	在庵舜宅	宝円賢貞	脱秀全頓	塞庵元充	仙甫宗寿	鷹岩全俊
			慶長元				文禄元								
4	3	2	4		3	2	19	18	17	16	15	14	13	12	
元和元・1・8	天正17・6・23	不詳	元和2・8・25	元和4・5・26	慶長10・10・9	不詳	不詳	不詳	寛永9・6・24	慶長2・2・11	不詳	慶長6・10・9	不詳	天正6・7・13	不詳
安藝勝運寺・3世	長門瑞雲院	周防極楽寺	周防妙喜寺・12世	周防龍福寺・11世	周防圓通寺	石見長安寺	周防猷珠院	周防長寿寺	周防法明院・5世	周防龍福寺・10世	周防西方寺	周防妙喜寺・11世	周防圓通寺	周防法明院・4世	長門延楽寺
大益和尚法嗣 勅特賜心月山照禪師 藝州遠内海勝運寺 住力)	威雲和尚法嗣 前總持 本国筑前人也 長州瑞雲院(代)	在庵和尚法嗣 前永平 防州牟礼極楽寺	曉周和尚法嗣 前永平 山口妙喜寺 (周防玄答院二世)	在庵和尚法嗣 前永平 山口龍福寺	塞庵和尚法嗣 前永平 永澤寺住院因二六ヶ敷銀子七十二文日二三分門中衆評使僧七度彼是入目也(周防永福寺三世旧龍興庵開山廣澤寺伝法始祖)	梅雲和尚法嗣 石州銀山長安寺	紅庵和尚法嗣 前總持 山口天華猷珠院	潛林和尚法嗣 前總持 防州長寿寺	仙甫和尚法嗣 防州法明院	天雄和尚法嗣 前永平 山口龍福寺 (周防広沢寺十世)	天雄和尚法嗣 防州西方寺	台玉和尚法嗣 前永平 防州妙喜寺	当山再住 慶香和尚法嗣 前永平 防州圓通寺	当山再住 琛山和尚法嗣 是歳中興和尚百三十三回忌(代住力)	紅庵和尚法嗣 前總持 長州延楽寺

大功	全庵	大功	大功	大功	雪心	雪心	雪心	大功	大功	雪心	大功	雪心	全庵	大功
139世	138世	137世	136世	135世	134世	133世	132世	131世	130世	129世	128世	127世	126世	125世
揚雲伝策	泰年全甫	天叟永伝	孝雲全忠	明山祐徹	妙幢宗銀	海岸春岳	桐庵昌鳳	日州元智	在室省鑑	順庵文正	喜栢周慶	三叟珠寅	月船鶯吞	大室永廓
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
不詳	年不詳・10・3	寛永6・7・13	不詳	元和7・7・2	不詳	元和4・5・26	元和2・8・25	天正17・6・23	寛永9・6・24	不詳	元和6・11・10	不詳	年月不詳・14	慶長10・2・19
石見長安寺	備後香積寺・11世	周防法明院・6世	長門福泉寺	周防天徳寺・3世	周防猷珠院	周防廣澤寺・11世	周防明向庵	長門洞雲寺	周防法明院・5世	周防極楽寺	周防榮福寺・4世	石見隆圓寺	備後香積寺・10世	伊予安楽寺
法山和尚法嗣 前總持 石州銀山長安寺	月船和尚法嗣 前永平 香積寺	在室和尚法嗣 前總持 防州法明院	威雲和尚法嗣 前永平 長州福泉寺	威雲和尚法嗣 前永平 防州右田天徳寺	当山再住 鷹岩和尚法嗣 前永平 山口猷珠院是歳六月十二日隆景公十三回忌法事於 _ニ 当寺 _ニ 有 _レ 之始 _テ 以 _ニ 当山 _一 為 _ニ 牌処 _一 改 _メ 關雲寺 _ヲ 為 _ニ 泰雲寺 _ト 法事拈香等記録別 _ニ 有 _レ 焉	当山再住 在庵和尚法嗣 前永平 廣澤寺 (周防龍福寺十一世)	脱周和尚法嗣 前永平 防州山口明向庵	威雲和尚法嗣 前總持 長州洞雲寺	当山再住 仙甫和尚法嗣 前永平 防州法明院	当山再住 在庵和尚法嗣 防州牟礼極楽寺	昌岩和尚法嗣 前永平 本国豊前人也 山口榮福寺	全旭和尚法嗣 前永平 本国阿州人也 石州津和野隆圓寺	紙 _ニ 在 _レ 之 明堂和尚法嗣 前總持 本国薩州之人也 備後香積寺寺領相違 _ノ 故 _一 依 _ニ 愁訴 _ニ 送 _レ 日 _ヲ 越 _レ 月 _ニ 使銀上下都合一廻 _ヒ 礼錢委 _ケ 別	存守和尚法嗣 前總持 予州安楽寺 (豊後安楽寺九世)

註 『關雲誌』上下（泰雲寺 開創六百年忌年式典事務局、平成一五年）、広島県香積寺・山口県法明院文書、『曹洞宗山口県総合寺院名鑑』、『曹洞宗全書』大系譜により作成。備考の記事は『關雲誌』下、「」内は広島県香積寺蔵『本山泰雲寺輪番之次第』、「」内は、同寺蔵『關雲誌抜書控』二卷より。

註

- (1) 栗山泰音著『嶽山史論』（明治四四年刊・昭和五五年復刻、曹洞宗大本山總持寺、『總持寺史』（同）。横関了胤著『江戸時代洞門政要』（東洋書院、昭和一三年第一版・昭和五二年第二版）。廣瀬良弘氏「登山禪師に始まる曹洞宗輪住制について」（『宗学研究』一六号、昭和四九年）、「中世林下禪林の住持方法―能登永光寺輪住制の成立と展開―」（『史学論集』六号、駒澤大学大学院史学会、昭和五一年）、「地方禪林の住持制度に関する一考察―遠江大洞院の輪住制―」（『曹洞宗研究員研究生研究紀要』一一号、昭和五四年）、「禪宗の教団運営と輪住制―加賀仏陀寺・越前竜沢寺の場合―」（今枝愛真編『禪宗の諸問題』、雄山閣、昭和五四年）。伊藤良久氏「總持寺輪住制度成立の一考察」（『印度学仏教学研究』九三号、昭和六三年）、「曹洞宗の展開と輪住制についての一考察」（『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』二九号、平成八年）、「永光寺輪住制度の考察（一）」（『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』三二号、平成一〇年）、「永光寺輪住制度の考察（二）」（『住山記』―をもとにして）（『曹洞宗研究員研究紀要』二九号、平成一〇年）、「永光寺輪住制度の研究（三）」―輪住者の種類について―（『同』、平成一一年）、「永光寺輪住三〇世瑞巖韶麟をめぐる問題」（『宗学研究』四一号、平成一一年）、「五院輪住制度の成立時期―總持寺・永光寺両教団の関わりもふまえて―」（『同』四二号、平成一三年）、「總持寺五院輪住制度の展開と意義」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』一〇号、平成一七年）、「五院門末寺院所藏資料に見る總持寺五院輪住制度」（『曹洞宗研究員研究紀要』四二号、平成二四年）、「總持寺輪番住職と五院塔主」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』一三号、平成二四年）、「總持寺の輪住制度―特に中世における輪番住職・五院塔主・前住について―」（『駒澤大学仏教学部論集』四四号、平成二五年）、「輪住地における輪番の周期について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』一七号、平成二七年）。原田弘道氏「總持寺五院輪住制度考」（『駒澤大学仏教学部研究紀要』四六号、昭和六三年）。志部憲一

氏「小田原最乗寺と長林寺の関係―最乗寺輪住について―」（『下野山川長林寺乃研究』、新人物往来社、平成一八年）。川口高風氏「普濟寺前住牒」について」（『禪研究所紀要』三一号、平成一五年）、『普濟寺十三門派の門流』（『禪研究所紀要』三七号、平成二一年）。岩崎宗純氏「大雄山最乗寺の輪住制についての覚書」（『南足柄市史研究あかり』三号、平成三年）。田中宏志氏「禪宗寺院文書の基礎的研究―十六・十七世紀の「出世」関係史料を中心に―」（『駒澤大学禪研究所年報』一八号、平成一九年）等がある。また、輪住制を敷いた寺院の寺院史がある。『總持寺誌』（昭和四〇年）、『大澤山龍溪院誌』（昭和五一年）、『遠州高尾山龍門山石雲院史』（昭和五五年）、『越前龍澤寺史』（昭和五七年）、『通幻禪師と龍泉寺』（昭和六三年）、『通幻禪師と撰丹境永澤寺』（平成五年）、『廣澤山普濟寺六百年史』（平成二〇年）等がある。

(2) 横関氏『江戸時代洞門政要』一四三頁。廣瀬氏「地方禪林の住持制度に関する一考察―遠江大洞院の輪住制―」（『曹洞宗研究員 研究生研究紀要』一一号、昭和五四年、二六九頁）。伊藤氏「住持制度より見る曹洞宗教団史（序）」（『曹洞宗研究員紀要』四一号、平成二年、四二頁）。

(3) 伊藤氏によれば、輪住寺院は、能登国二か寺、加賀国二か寺、越前国六か寺、越中国一か寺、陸奥国二か寺、相模国三か寺、遠江国四か寺、駿河国一か寺、三河国三か寺、尾張国三か寺、美濃国一か寺、若狭国一か寺、丹波国二か寺、撰津国一か寺、伯耆国一か寺、大和国一か寺、周防国二か寺、備中国三か寺、豊後国一か寺、肥前国一か寺、肥後国二か寺である。この内丹波国以西では一四か寺となる。

(4) この他、越前国仏陀寺・遠江国普濟寺・三河国龍溪院・相模国最乗寺・陸奥正法寺等に研究がある。

(5) 『防長寺社證文』（『萩藩閥閥録』第四卷、山口県文書館、昭和六二年、四三九頁）。

(6) 『同右』、四四三頁。

(7) 『曹洞宗全書』史伝上（曹洞宗全書刊行会、昭和四年）、三三六頁。

(8) 『江戸時代洞門政要』四八九頁。

(9) 『曹洞宗文化財調査目録解題集4』中国・四国管区編（曹洞宗宗務庁、平成九年、八〇頁）。

(10) 『曹洞宗山口県総合寺院名鑑』（曹洞宗山口県宗務所、平成二二年、二八頁）。

(11) 『關雲志』下（泰雲寺 開創六百年記念式典事務局、平成一五年）、二四頁。

(12) 『曹洞宗全書』史伝上、三三七頁。

- (13) 『大日本寺院総覧』下巻(名著刊行会、昭和四九年)、二四五四頁。
- (14) 『曹洞宗文化財調査目録解題集4 中国・四国管区編』(曹洞宗宗務庁、平成九年)、三八七頁。
- (15) 『同右』、八〇頁。
- (16) 『曹洞宗全書』史伝上、三三七頁。
- (17) 『鳥取県史』第2巻、中世(鳥取県、昭和四八年)、六二〇～二二頁。
- (18) 『日本名刹大事典』(圭室文雄編、雄山閣、平成四年)、三八四頁。
- (19) 『關雲志』上(泰雲寺 開創六百年記念式典事務局、平成一五年)、九二頁。なお『通玄禪師六〇〇回大遠忌記念 通幻禪師と撰丹境水澤寺』(撰丹境水澤寺、平成五年)によれば、元龜三年に水澤寺一七〇世として雲翽等鶴(弘治三年(一五五七)一月十六日示寂)が輪住している。一年のズレがある。
- (20) 『曹洞宗全書』史伝上、三三七頁。
- (21) 『同右』、三三七頁。太平寺では竺心慶仙の示寂は長祿二年(一四五八)十一月二日としている。『筑前国統風土記拾遺』卷三十七も同示寂年月日としている。
- (22) 『大日本寺院総覧』下巻、二五八三頁。
- (23) 『同右』、二五八一頁。
- (24) 『曹洞宗全書』史伝上、三三七頁。
- (25) 『日本歴史地名大系 40 高知県の地名』(平凡社、昭和五八年)、二二七頁。
- (26) 『防長寺社證文』(『秋藩閩閩録』第四巻、二四九頁～二五一頁)。
- (27) 『曹洞宗山口県総合寺院名鑑』、四五頁。
- (28) 『日本名刹大事典』四四八頁。
- (29) 『曹洞宗全書』史伝上、三三八頁。
- (30) 『江戸時代洞門政要』四九〇頁。
- (31) 『曹洞宗全書』大系譜一(曹洞宗全書刊行会、昭和五一年)、七九四頁。
- (32) 『曹洞宗全書』史伝上、三三八頁。

- (33) 『同右』、三三九頁。
- (34) 『東城町史』第二卷、古代中世近世資料編(東城町、平成六年)、三三三頁。
- (35) 『日本歴史地名大系 35 広島県の地名』(平凡社、昭和五七年)、七二頁。
- (36) 『比婆郡誌』(広島県郷土誌叢刊、臨川書店、昭和六〇年)、二二二頁。
- (37) 『鳥取県史』第2巻、中世(鳥取県、昭和四八年)、六一七頁。
- (38) 『曹洞宗全書』史伝上、三三九頁。
- (39) 『防長寺社證文』(『萩藩閥閥録』第四卷、四四二頁)。覚隠遺誠は、広島県三原市香積寺(香積寺所蔵文書)や同県庄原市徳雲寺(徳雲寺所蔵文書、『広島県史』古代中世資料編IV、(広島県、昭和五三年)、一〇二八頁)に写が所蔵されている。その文言は【史料3】と同文言である。しかし『關雲志』に所収される遺誠は、二か条ではなく三か条となっている。その一か条は「一、嗣法次第可_レ勤_シ務_ム住持職_ヲ」とある。その下に注があり、「此、一行者、真如寺_ニ所_レ収_ル之真筆_ニ有_リ焉、当山真筆_ニハ無_シ焉、然_レトモ_モ兩処一筆二通故、添_ニ入_于茲_ニ者也」とある。三か条の遺誠が周防国真如寺に存在していたことが知られる。
- (40) 『防長寺社證文』(『萩藩閥閥録』第四卷、四四二頁)。
- (41) 『關雲志』下、二七頁。
- (42) 『關雲志』上下二巻が泰雲寺より平成十五年に発行されている。同書によれば『關雲志』は昭和二三年四月八日の庫裡炎上により灰燼に帰したが、その写本が山口県立図書館に所蔵され、この写本を底本にしたと言う。また広島県三原市香積寺には、天保二年に香積寺二十七世で泰雲寺三百七十六世として輪住した志徹孝義が輪住中に書写した『關雲誌抜書控』二巻が所蔵されている。
- (43) 『前住帳』享徳三年条(『關雲志』下、二五頁)。「由来」には「十哲之諸和尚三年或五年輪次住番」とあるが、『前住牒』では一年交代となっている。
- (44) 『前住帳』永正四年条(『關雲志』下、五一頁)。
- (45) 『同右』康正元年条(『同右』、二七頁)。
- (46) 『同右』永正三年条(『同右』、五一頁)。
- (47) 『同右』永正四年条(『同右』、五一頁)。
- (48) 『同右』天正四年条(『同右』、七五頁)。

- (49) 「同右」天正六年条（『同右』、七五頁）。
- (50) 「同右」文明十二年条（『同右』、四五頁）。
- (51) 相模国最乗寺でも、輪番順について彦弟子の順番が終わった頃から問題が生じた様で、門中で協議が行われている（拙稿「輪住寺院における住持任命方法について」〈『宗学研究』三三三号、平成三年〉）。
- (52) 「靈岩寺文書」（『防府市史』史料Ⅰ、防府市史編纂委員会、平成一二年、四〇六頁）。
- (53) 「輪住請状」は輪住を敷く寺院の住持が、次の住持を招聘するために発給するものである。現在、關雲寺が発給した中世の請状は確認できない。大内氏が発給した請状は本史料のみである。これは『關雲志』下の享祿四年条に掲載されている。
- (54) 「前住帳」享祿四年条（『關雲志』下、五九～六〇頁）。
- (55) 拙稿「最乗寺蔵『最乗禪寺輪董牒』について」（『宗学研究』三二二号、平成元年）、「輪住寺院における住持任命方法について」（『宗学研究』三三三号、平成三年）。
- (56) 「山口県史」通史編 中世（山口県、昭和二四年）、四九四頁。
- (57) 一例であるが、天文十年十二月十日に義隆は、建宗首座（岱雲建宗）に「顯孝院住持職」を安堵している（顯孝院文書、『山口県史』史料編 中世2、山口県、平成一三年、八二〇頁）。
- (58) 「防長寺社由来」第三卷（山口県文書館、昭和五八年）、二三頁。
- (59) 「防府市史」（山口県防府市教育委員会、昭和五六年）、三三三頁。
- (60) 「防長寺社由来」第三卷、二四頁。
- (61) 「前住帳」享祿四年条（『關雲志』下、五九頁）。
- (62) 「同右」永祿三年条（『同右』、六九頁）。
- (63) 「同右」元龜二年条（『同右』、七二頁）。
- (64) 「同右」天正十一年条（『同右』、七七頁）。
- (65) 「同右」慶長二年条（『同右』、八四頁）。
- (66) 「同右」天正十七年条（『同右』、七九頁）。
- (67) 「同右」天文四・十七年条（『同右』、六一・六六頁）。

- (68) 『防長寺社證文』(『萩藩閥閥録』第四卷、四四四頁)。
- (69) 延宝五年十一月五日に泰雲寺五院が備中国香積寺仙峯全洞(前住、示寂年月日不詳)に宛てた書状(香積寺所藏文書)に、香積寺開闢等に就いて述べたところがある。これには「(前略)備陽三原鳳生山香積禪寺者、桂谷之末葉而、本山泰雲寺輪次式百余年來相勤、特天文第三甲午天丹波永澤寺輪住相当于本山砌、且使任香積、其上当国前太守大内義隆公自他国從諸末山中被撰十二箇寺、判形物等悉本山室中収処歴然也、(後略)」とある。大内義隆の「定」中に見える香積寺智丘は、備後国香積寺の智丘であるとも思われる。
- (70) 『曹洞宗山口県総合寺院名鑑』、四一頁。
- (71) 『同右』、六五〇頁。
- (72) 『同右』、六五一頁。
- (73) 『曹洞宗全書』史伝上、四二六頁。
- (74) 『曹洞宗山口県総合寺院名鑑』、二九頁。
- (75) 『同右』、三一頁。
- (76) 『同右』、五八頁。
- (77) 『同右』、四五頁。
- (78) 『大内家壁書』(『群書類従』第拾四輯、經濟雜誌社、明治三四年、九四頁)。平瀬直樹氏は著書『大内氏の領国支配と宗教』(塙房、平成二九年)において、大内氏の寺院政策について三つに分類している。その中で大内氏は臨濟宗寺院(五山派)を菩提寺として建立するが、それは幕府との関係を有利に保つためとしている。家臣団に歴代当主の忌日ごと(菩提寺)に参拝することを義務付け、これによって大内氏を敬うように仕向けたとしている。また曹洞宗寺院に関しては、室町幕府の衰退とともに興味を持つようになり、周防国禪昌寺・長門国大寧寺に帰依するようになったが、曹洞宗寺院側の基本姿勢は大内氏から距離を置こうとするものであったと論述している。
- (79) 秋山伸隆著『戦国大名毛利氏の研究』(吉川弘文館、平成一〇年)、二四九～二五四頁。
- (80) 『靈岩寺文書』(『防府市史』史料1、防府市史編纂委員会、平成一二年、四〇五頁)。
- (81) 『前住帳』永祿三年年条(『關雲志』下、六九頁)。

- (82) 「龍福寺文書」(『山口県史』史料編 中世2、山口県、平成一三年、九三二頁)。
- (83) 「前住帳」天正十六年年条(『關雲志』下、七九頁)。
- (84) 「同右」天正十七年年条(『同右』下、同頁)。
- (85) 「龍福寺文書」(『山口県史』史料編 中世2、九三三頁)。
- (86) 広島県三原市香積寺所藏文書。
- (87) 「曹洞宗山口県総合寺院名鑑」、四五頁。
- (88) 「同右」、四〇頁。
- (89) 長寿院は長寿寺のことであろうか。『前住帳』慶長十九年年条(『關雲志』下、八〇頁)によれば、百十六世として太玉祐鑑が「防州長寿寺」より輪住している。長寿寺はこの年に寺名が見えるのみである。『曹洞宗山口県総合寺院名鑑』によれば、太玉は大功派周防国妙喜寺十世台玉祐鑑で、慶長十年六月二十七日または十九年六月二十七日示寂とある。
- (90) 「曹洞宗山口県総合寺院名鑑」、二九頁。
- (91) 「同右」、五三頁。
- (92) 「前住帳」慶長六年条(『關雲志』下、八六頁)。
- (93) 「同右」慶長三年条(『同右』下、八四頁)。
- (94) 「曹洞宗山口県総合寺院名鑑」、四〇三頁。
- (95) 泰雲寺の五院体制が何時発足したものか明らかではない。しかし、管見では延宝二年十二月十八日に「月光山關雲寺五院」が因幡国譲伝寺に宛てた「壁書」(鳥取県鳥取市景福寺所藏文書)がある(『曹洞宗文化財調査目録解題集4 中国管区 四国管区』曹洞宗宗務庁、平成九年)。備後国香積寺にも延宝五年九月八日に「防州泰雲寺五院」が阿波国桂谷寺に宛てた書状がある(広島県三原市香積寺所藏文書)。これ以前である。
- (96) この史料は近世の「關雲寺輪住請状」である(広島県三原市香積寺所藏文書)。

(朱印)

月光山關雲寺住持職事、從來歲丙寅正月十有六日相当貴寺之輪次令議定畢、任先規早速可有入寺者也、仍請狀如件、
覚隠(版刻花押) 關雲寺

現住

文化二年乙丑

丹玄(花押)

二月十一日

晋上 香積寺道高和尚

衣鉢閣下

文化二年(一八〇五)二月十一日、關雲寺現住の丹玄(三百三十世、長門国西来寺十一世徹頂丹玄、天保五年八月十日示寂)から香積寺二十六世大痴道高(文政五年(一八二二)十月十五日示寂)に発給されたものである。「丙寅正月十有六日相当貴寺」とあることから、「丙寅」、つまり翌年の文化三年正月十六日に輪住が香積寺に当たることを伝え、入寺することを請うているのである。この請状は現住からの発給となっている。つまり、關雲寺の運営は近世にはいると五院体制となるが、次の住持への請状は現住から出される体制であったことがわかる。